

○農林水産省告示第千七百七十九号

林業職種の育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年^{法務省}_{厚生労働省}令第三号）第十条第二項第八号、第十二条第一項第十四号、第十六条第三項及び第二十一条第一項第五号に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等を次のように定める。

令和六年九月三十日

農林水産大臣臨時代理 国务大臣 齋藤 健

林業職種の育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する

法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等

（技能実習の内容の基準）

第一条 林業職種の育林・素材生産作業（以下単に「育林・素材生産作業」という。）に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十条第二項第

八号に規定する告示で定める基準は、規則第十条第二項第二号二に規定する安全衛生に係る業務において、別表の上欄に掲げる技能実習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間数を標準として、第一号技能実習に係るものである場合にあつては総時間数が四十六時間以上、第二号技能実習に係るものである場合にあつては総時間数が九十七時間以上、技能実習指導員（規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。以下同じ。）が育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を習得させる講習（座学、見学、実地訓練を含む。）を実施することとしていることとする。

（技能実習を行わせる体制の基準）

第二条 育林・素材生産作業に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者（規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当する者であること。

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けている者

ロ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者

二 第一号技能実習又は第二号技能実習に係るものである場合にあつては、技能実習指導員が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。

イ 一級又は二級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定をいい、林業職種に係るものに限る。以下この条において同じ。）に合格した者

ロ 三級の技能検定に合格した者であつて、その後育林・素材生産作業について三年以上の経験を有するもの

三 第三号技能実習に係るものである場合にあつては、技能実習指導員が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。

イ 一級の技能検定に合格した者

ロ 二級の技能検定に合格した者であつて、その後育林・素材生産作業について三年以上の経験を有するもの

四 技能実習生が育林・素材生産作業に従事する現場において、緊急時における連絡体制を整備すること
としていること。

五 技能実習生が伐木の作業に従事する現場において、緊急時に当該技能実習生に対して指示をすること
ができる場所に技能実習指導員を配置することとしていること。

六 第一号技能実習又は第二号技能実習に係るものである場合にあつては、第一条に規定する講習に係る
技能実習生の習熟度を確認するための書類により、当該習熟度を認することとしていること。

(技能実習生の数)

第三条 育林・素材生産作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、次の各号に掲げる技
能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、申請者の常勤の職員（外国にある事業所
に所属する常勤の職員、技能実習生及び一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年
政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るも
のに限る。）をもって在留する外国人をいう。）を含まない。以下この条において同じ。）の総数を超え
ないものとする。

一 企業単独型技能実習（次号に掲げるものを除く。） 第一号技能実習生については申請者の常勤の職員の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生については申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数

二 企業単独型技能実習（規則第十六条第一項第二号に掲げる企業単独型技能実習に限る。）又は団体監理型技能実習 次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生については同表の下欄に定める数、第二号技能実習生については同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人

三十一人以上四十人以下	四人
二十人以下	三人

２ 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあつては申請者が規則第十五条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第十項に規定する監理許可をいう。）を受けた者である場合には、育林・素材生産作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、技能実習生の総数が申請者の常勤の職員の総数を超えないものとする。

１ 前項第一号に掲げる企業単独型技能実習 第一号技能実習生については申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生については申請者の常勤の職員の総数に五十分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生については申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数

二 前項第二号に掲げる技能実習 同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生については同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数、第二号技能実習生については同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数、第三号技能実習生については同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数

(帳簿書類)

第四条 育林・素材生産作業に係る規則第二十二條第一項第五号に規定する告示で定める書類は、第二條第六号の規定により技能実習生の育林・素材生産作業に係る習熟度を確認した結果を記載した書類とする。

別表 (第一條関係)

技能実習の区分	事項	時間数
第一号技能実習	育林・素材生産に共通する事項	二十一
	育林に関する事項	十九
	素材生産に関する事項	六

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和九年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第二号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八

第二号技能実習	合計	四十六
	育林・素材生産に共通する事項	三十
	育林に関する事項	九
	素材生産に関する事項	五十八
	合計	九十七

年農林水産省令第二十五号) 第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フオレストリーダー）の区分で登録されている者」と、同条第三号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について十年以上の経験を有する者」とする。